

蔵王町普通財産（土地）一般競争入札売払応募要領

下記により蔵王町普通財産（土地）を一般競争入札により売払いしますので、購入を希望される方は公告書並びに添付した土地売買契約書の内容を熟知していただき、現地を確認の上、期日までに関係書類を添えて売払参加資格申請の手続きをしてください。

1 売却物件の概要

地 番	地 目	地 積	用 途 地 域 容積率／建ぺい率	最低入札価格
蔵王町宮字松ヶ丘 328 番 8	宅 地	460.59 m ²	都市計画区域内 無指定 200／70	4,848,000 円
蔵王町宮字松ヶ丘 328 番 12	宅 地	443.51 m ²	同 上	6,196,000 円
蔵王町宮字松ヶ丘 328 番 13	宅 地	444.21 m ²	同 上	6,206,000 円

2 留意事項

- (1) 申込みをされる方は必ずご自身で現地確認や諸規制の確認を行ってください。また、図面についても現況と異なる場合があります。
- (2) 売却物件はすべて現況引渡しです。
 - ① 売却物件には、仮設物（単管パイプ等）を除く当該物件上のすべての建物（設備等を含む）、工作物（フェンス、擁壁、給排水施設、舗装、車止めなど）、樹木などを含みます。契約後の物件引渡しも現況有姿で行います。
 - ② 隣地から売払物件に越境物がある場合や隣地への越境物がある場合についても、現況のまま引渡します。蔵王町は越境物を解消するための交渉や手続きは行いませんので、隣接関係間で話し合ってください。契約後に越境が判明した場合も同様です。
 - ③ 売却物件の埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は原則として行っていません。売却物件の地表及び地下に、建物工作物等の基礎部分その他埋設物があった場合には、買受人の自己負担で撤去及び処分等を行ってください。土壌汚染対策等が必要な場合も同様です。

3 入札参加資格

- (1) 個人または法人とします（蔵王町在住・在勤は問いません）。ただし、次に掲げる方は入札に参加することができません。
 - ① 不動産の売買にかかる契約を締結する能力について、法令上の制限を受けている方
 - ② 破産者で復権を得ていない方
 - ③ 町有財産の売払いにおいて当選者、落札者および買受人として権利を失ったことがある方で、その事実があった日から2年を経過していない方
 - ④ 蔵王町の町税を滞納している方
 - ⑤ 蔵王町暴力団等排除措置要綱（平成20年蔵王町要綱第24号）別表に掲げている措置要件に該当する方

4 入札参加資格申請受付

(1) 期 間

令和8年2月12日(木)から令和8年3月3日(火)まで(土・日曜及び祝日は除く)
窓口では、平日の午前9時から午後5時まで受け付けます(正午から午後1時までを除く)。

(2) 申請方法

次の住所まで、持参または郵送してください。

※ 郵送で申込する場合は、簡易書留郵便で郵送してください。

※ 申込書類に不備があり受付期間に間に合わない時または、受付期間を過ぎて到着した場合は無効となりますので、記入内容、添付書類等を十分に確認し余裕をもって提出してください。

〒989-0892 宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10番地 蔵王町役場総務課(2階) 電話 0224-33-2211
--

(3) 申請に必要な書類(各1部)

☐ 蔵王町普通財産売払入札参加資格申請書(様式第2号)

☐ 身分を証する書類(申込日前1か月以内に発行されたもの)

個人の場合:住民票の写し

法人の場合:商業登記簿現在事項全部証明書または商業登記簿履歴事項全部証明書

☐ 町税の滞納がないことを確認するための書類

5 入札日時及び場所

(1) 日 時

令和8年3月10日(火)午前10時

(午前9時から9時45分までに受付を済ませてください。入札時刻が来ても来場しない場合は原則として入札に参加できません。)

(2) 場 所

役場2階第一会議室

6 入札保証金

(1) 入札日当日午前9時45分まで受付にて入札しようとする金額の100分の5以上の金額を、現金または蔵王町財務規則(平成7年蔵王町規則第7号)第92条第2項に定める有価証券で納めてください(できるかぎり現金でお願いします)。

(2) 買受者以外の方の入札保証金は返還いたします。

(3) 買受者の入札保証金は売買契約を締結するまでお預かりいたします。

(4) 買受者が売買契約を締結しないときは、入札保証金は返還いたしません。

(5) 再度入札の際に入札保証金を追加する必要があることがあります。

7 入札日に持参するもの

(1) 蔵王町普通財産売払入札参加資格決定通知書

(2) 入札保証金(入札しようとする金額の100分の5以上の金額)

(3) 印鑑

(4) 代理人の場合は委任状

(5) 身元を証明する書類

8 入札の心得

(1) 入札参加者は、この公告書を熟知の上入札に参加してください。

(2) 入札参加者は、入札に関し町職員の指示に従ってください。

(3) 入札参加者が代理人の場合は、委任状を提出してください。

- (4) 入札には所定の入札書により、封書にて提出してください。
- (5) 入札書には、入札者の住所、氏名、(法人にあっては名称及び代表者名)を記入の上必ず押印してください。封筒にも入札者の住所、氏名を記入してください。
- (6) 提出済の入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換えまたは撤回をすることが出来ません。

9 入札の中止

- (1) 入札の実施が困難な特別の事由が発生した場合は、入札を中止または延期することがあります。
- (2) 入札を中止または延期した場合、入札に参加しようとした方が損失を受けても、町は損失の責めを負いません。

10 開 札

- (1) 開札は、入札終了後入札者の面前で直ちに行います。
- (2) 開札に出席しなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることができません。

11 買受者の決定

- (1) 町が定める最低入札価格以上で、最高の価格で入札した方を買受者と決定します。
- (2) 買受者となる同価格の入札者が2人以上いた場合は、くじ引きで買受者を決定します。

12 入札の無効

- (1) 売払参加資格の決定を受けないでの入札
- (2) 入札保証金を納めないでの入札
- (3) 1人で一度に2通以上入札書を提出した場合のその全部の入札
- (4) 入札書の金額を訂正した入札
- (5) 入札書の内容、氏名(法人にあっては名称及び代表者名)の認識がしがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項の識別がしがたいもの
- (6) 入札に当たり他人を脅迫し、その他不正の行為があった者の入札

13 契約の締結等

- (1) 買受者は、買受決定の日から7日以内に契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付し、売買契約を締結していただきます。契約がなされない場合は、その決定は失効します。
- (2) 入札保証金は、契約保証金の一部に充当いたします。
- (3) 売買契約に要する収入印紙その他の費用は、買受者が負担となります。
- (4) 買受者が売買契約を履行しないときは、契約保証金は返還いたしません。

14 契約の条件

- (1) 売買契約締結から引渡しまでの間に、売買した土地が町の責任でない原因で滅失またはき損した場合の損失については、買受者の負担となります。
- (2) 買受者は、売買契約締結後に売買した土地について、面積が不足または隠れた瑕疵があったとしても、代金の減額や契約を解除することはできません。

15 売買代金の納付

- (1) 売買代金は、町が発行する納入通知書により、一括して町が指定する日(原則として、売買契約締結の日から30日以内)までに納付していただきます。
- (2) 契約保証金は、売買代金の一部に充当いたします。

16 所有権の移転等

- (1) 所有権は、売買代金全額の支払完了後に買受者に移転するものとし、同時に土地を引渡したものとします。
- (2) 土地の引渡しは、現況での引渡しとなります。

- (3) 所有権移転登記は、町が囑託により行います。
- (4) 所有権移転の登記に必要な登録免許税および住民票の写し（法人の場合は商業登記簿謄現在事項全部証明書または商業登記簿履歴事項全部証明書）の取得は買受者の負担となります。

【お問い合わせ】

蔵王町役場 総務課 管財係 大槻

電話 0224-33-2211（内線222）